

大阪府環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により知事に提出された
準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

1 対象事業の名称

大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業

2 条例第 15 条第 1 項の規定による準備書の写しの縦覧期間

令和 5 年 11 月 29 日から同年 12 月 28 日まで

3 条例第 19 条第 1 項の規定による準備書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間

令和 5 年 11 月 29 日から令和 6 年 1 月 11 日まで

4 条例第 19 条第 1 項の規定により知事に提出された準備書についての環境の保全の見地からの
意見書の提出者数

7 者

5 知事に提出された準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

別紙のとおり

(1) 事業計画に関すること

- 現行の2倍以上の処理能力の民間事業によるエネルギープラザ整備事業計画に反対する。
- 現施設の1日95トンから220トンと2.3倍に大きくする必要があるのであるのか。近隣の忠岡町でも1日220tの産業廃棄物焼却施設の計画があり、泉州地域に他地域から産業廃棄物が集ってくるため、健康や環境への影響が心配される。
- 現在の95t/日から220t/日と現行の2.3倍の処理能力が予定され、焼却する廃棄物に動物系固形不要物、感染性産業廃棄物及び災害廃棄物が追加されている。また、「環境基準値を下回る」旨の記述が多数見られるが、厚生労働省ホームページでは「環境基準は、『維持されることが望ましい基準』であり、行政上の政策目標である」とされている。日本の公害の歴史をみても、人体への影響が明らかになる中でその基準が改定され強化されることが繰り返されてきたわけで、環境基準値を下回れば健康被害がないとは言えないのが実態であり、あくまでも「行政上の目標」で健康被害が出ないことを担保するものではないことは周知のことだろうと考える。環境基準は、健康への「安全基準」ではないと言える。

以上を踏まえ、住民への健康への被害が将来に渡って起こらない、即ち「安全である」と言い切れないのではないかと考える。これらの点について、事業主体である大栄環境グループは明確に見解を述べる必要がある。

(2) 大気質に関すること

- WHO（世界保健機関）は二酸化窒素についての大気汚染改善の目安として「日平均値の年間99%値が0.012ppm以下」という水準を一昨年に発表している。環境先進国の設備としてこのレベル以下を目指すべきであり、少なくとも「このような基準があり、それ以下を目指す」ことを示すとともに事後評価の基準とすべきである。
- 煙突排ガスの1時間濃度予測における塩化水素の最大着地濃度は基準ぎりぎりである。とても毒性が強いガスであり、予測条件が異なれば超過するおそれがあるため、自主基準として多くてもこの60～70%以下に抑えるべきである。
- 煙突排ガスの1時間濃度予測に関し、水銀とダイオキシン類の予測を追加するとともに、各項目の濃度分布図を示すことを求める。特に、塩化水素はバックグラウンド濃度を加算すると環境目標濃度と同程度の濃度が出現しているため注目する必要がある。
- 事業計画地の周辺の気流は山谷の地形の影響を強く受けているため、西寄りの風の気象安定度不安定時、南寄りの風の気象安定度安定時の高濃度パターン時を中心として、濃度予測計算に使っている地上10mの風が計算領域の風を代表しているのか、上層風の観測データや

流れ場の数値シミュレーションを用いた検討を求める。特に、発生源の西に隣接する丘が流れ場と煙の拡散に与える影響を数値シミュレーションで検討することを求める。

- 上層逆転の気象条件、煙流が逆転層に入る場合の有効煙突高さ、逆転層崩壊時の気象条件、逆転層崩壊時の有効煙突高さが整理されているが、これらからどのようなことが言えるのか、気象データの解析がほとんどなされていない。拡散予測においては排ガスが逆転層や安定層の中に入るか否かが重要であるため、接地逆転と安定層の高度についての南寄りの風（山風）との関連に着目した時刻別の詳細な解析と考察を求める。
- 夜間の大気安定度安定時及び逆転層発生時の濃度について、以下の事項を踏まえた詳細な解析と考察を求める。
 - ・ 大気が安定な場合に **CONCAWE** 式は **Briggs** 式と比べて有効煙突高をやや過大に計算していること。
 - ・ 夜間の山風を想定し、夜間の風速 **2m/s** で有効煙突高が **110m** の場合のパスキル大気安定度 **D、E、F、G** について1時間平均濃度を表示し、その風速が **1～3 m/s** の範囲で出現頻度について検討する必要があること。
 - ・ 最も高濃度になった **case 6** のパスキル大気安定度 **B**、南風、風速 **2 m/s** は、上部に接地逆転の安定層が残り、下層が不安定になっている場合であるが、その頻度を示す必要があること。ただし、風速については南風に限定せず、山風の範囲である東南東から南南東に広げ、風速については **1～3 m/s** の範囲で頻度を示す必要があること。
- ダイオキシン類に関し、排ガス濃度は **10** 倍になる予定値が示され、将来の予測結果では **100** 倍以上となっている。それぞれの環境影響評価結果は環境基準値内として環境に著しく影響することはないとされているが、じっくり検証していくべきである。
- 感染性産業廃棄物（病院から出るごみ）を焼却するとしているが、有害物質の発生はないのか。
- 排ガス中のダイオキシン類の濃度は、現在の施設は **0.01ng-TEQ/N m³**以下であるのに対し、計画の施設では法令基準値の **0.1ng-TEQ/N m³**以下となっており、濃度が高くなっている。他の物質は同数もしくは低くなっているのにダイオキシン類だけ濃度が高くなっているのは問題であり、現在より悪くしないために見直しを求める。
- 煙突排ガスの年平均濃度の予測結果において調査項目ごとの寄与濃度が示されているが、すべてにおいて濃度に加算がされており、今よりも環境が悪化することになる。「最大着地濃度地点の事業計画地の東北東 **1,025m**の地点」は集落での場所であり、これを地図において表示すべきである。

- 大気不安定時、逆転層、逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ発生時などの短期予測において、水銀とダイオキシン類の項目がないのは環境への影響を評価するのに不十分であり、水銀とダイオキシンを予測に加える必要がある。また、どの地点が最高濃度になるのか、長期予測、短期予測ともに地図に表示して明らかにする必要がある。
- ダウンドラフト現象及びダウンウォッシュ現象による排ガスの地上への悪影響を少なくするため、煙突高さを **150m** 以上にして、周囲の山などの最高位よりも十分に高くしなければならない。

(3) 水質に関すること

- 排水基準に **PFAS** を追加して管理することとし、少なくとも **50ppt** 以下という目安を守るべきである。

(4) 廃棄物に関すること

- これまで受け入れていた廃石綿等について、今後はどこでどのように処理するのか、なぜ新規焼却炉では処理しないのか、排ガス中の石綿濃度を検査するのか、処理する廃棄物への混入についての評価及び対策方法をそれぞれ示すべきである。
- 現行処理施設ではメタル、金属水酸化物、硫黄等を区分しているが、新規施設ではどのように区分して再利用に回すのかが不明のままであり、総合的な評価がなされていないことになるため、この点を示すべきである。
- 水銀、ダイオキシン、石綿などは、処理する廃棄物に含まれる濃度にばらつきがあり、例えば、水銀については、平成 **26** 年 7 月の環境省の報告書において、廃棄物の排出実態が不明で時としてスポット的に高濃度の排出があると指摘されている。評価においてはこのことも明らかにすべきである。
- 「大規模自然災害により発生する災害廃棄物」の処理において、被災地において廃棄物の分別が明確に行われ、本事業の対象となる「焼却する廃棄物の種類」に限定される保障があるかどうかを明確に示すべきである。
- 新規焼却炉では新たに特別管理産業廃棄物の感染性産業廃棄物を 1 日 **20** トン焼却し、全体の焼却量に占める割合は **9.1%** となっている。新規焼却炉はストーカ方式の焼却炉であり、他の廃棄物と一緒にすることにより **800°C~850°C** が保てなくなり、それ以下の温度になった場合、熱に強い感染性物質が十分焼却できなくなることはないか。

感染性産業廃棄物には病院など医療系の施設から出される医療系廃棄物があり、これにはディスプレイ製品のプラスチック類が高い比率（約 40%）で含まれていると言われており、燃焼温度が 800～850℃のストーカ炉ではダイオキシンの発生が高くなると予想されるため、感染性産業廃棄物は別の専用の焼却炉で焼却するべきである。

（５）地球環境に関すること

- 「将来は CCU 等により・・・」としているが、CCU については未だ開発中の技術であるため、既に実用化されている技術による具体的方法を示すべきである。
- 国や大阪府の「2050 年カーボンニュートラル」、「2030 年までに 47%以上の目標」の達成のための具体的方法と数値が示されていないため、やり直すべきである。
施設の供用による温室効果ガスの排出量は現状よりも 19,500t-CO₂/年増加すると予測されているため、熱回収による発電電力の新規焼却炉、既存施設等における利用、電力会社への売却のそれぞれにおける削減効果を示すべきである。

（６）事後調査に関すること

- 事業後の検査及び監視期間を 1 年間ではなく 5 年以上とするとともに、毎週あるいは毎月頻度を高めて検査し公表すべき。また、公的な監視基準の 50%や 80%レベルの自主基準を設定し、超過した場合には住民に公表すべき。
- 煙突排ガスの硫黄酸化物等の事後調査は、供用開始後、定常時 1 回とされているが、焼却物質の組成は日々変化することが予想されるため 1 回では不十分であり、特に、最初の 1 年間は大幅に測定回数を増やすとともに、1 年でやめるのではなく継続的に事後調査の実施を求める。
- 事後調査計画において、一般環境大気質及び煙突排ガスの調査時期がともに 1 年間とあるが、焼却する物質が常に同じではなく、測定時によってばらつきがあるため、5 年間継続して観察する必要がある。また煙突排ガスの調査頻度は 1 年に 1 回ではなく、複数回行う必要がある。

（７）その他

- 大規模震災等が起こった際に自治体が持つ焼却処理能力が下回っていると記載されているが、本来は自治体がかつて責任をもって進めるべき事業である。

- 住民生活によってごみ問題はたいへん大事な問題で、もっとみんなで考えることが必要である。周辺の町会にのみ説明会を開催したと聞いているが、大栄環境が開催した説明会は市広報にも載っていなかった。
- 大栄環境が焼却で発生する熱エネルギーを利用し発電した電気で事業を行うという計画にも驚いている。大阪府として、安易に産業廃棄物処理施設を企業に委ねるエネルギー整備事業を認めず、行政が責任を持つべき。
- 説明会の案内が不十分である。また、説明会の参加者からは、環境や健康への影響がわからない、心配している、説明が短すぎるとの意見があった。広く住民に知らせ意見・質問を聞くべきである。再度住民説明会を開くこと、住民への周知方法を見直すことを求める。
- 忠岡町の住民として、環境影響評価の対象地域とされている5 kmを超える地域には全く影響ないのかが問題である。説明会の周知は不徹底であり、ほとんどの住民は知らない中で、住民を置き去りにした説明会としか言いようがない。広く住民に知らせ意見を聞くことが「企業としての社会的責任」と言えるので、その責任を果たしてもらいたい。
- 住民説明会の日時と場所を確認するためにネット検索したが、和泉市のホームページには全く記載がなく、大阪府のホームページからも調べるのは困難であった。周知方法が全く不十分であり、環境アセスメントの対象市とも協力し、住民が情報を簡単に得られるよう、周知方法を見直すことを求める。今後開催される公聴会については、住民への周知を十分行うことを求める。